

第24号様式（第16条第2項）

(第1面)

特定事業変更許可申請書

年　月　日

(宛先) 茂原市長

事業主住所

氏名

電話番号

施工者住所

氏名

電話番号

土地所有者住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者名

電話番号

年　月　日付け　指令第　号で許可を受けた事項について、変更したいので茂原市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて下記のとおり申請します。

記

区分	変更後	変更前
変更する事項 の内容		
変更の理由		

添付書類

次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。（1から9まで及び30から33までは添付必須）

- 1 住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- 2 申請者が条例第16条第7項において準用する条例第15条第1項第1号アからソまでに該当しない者であることの誓約書
- 3 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書
- 4 申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し
- 5 申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書）
- 6 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに4及び5に掲げる書類
- 7 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに4及び5に掲げる書類
- 8 申請者に規則第12条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し
- 9 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及び4から8までに掲げる書類
- 10 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- 11 特定事業区域の実測求積図
- 12 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図
- 13 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限り、一時堆積特定事業の場合は、土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- 14 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- 15 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 16 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。）
- 17 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書
- 18 摊壁を用いる場合は、当該摊壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
- 19 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の摊壁を用いる場合は、当該摊壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 20 特定事業が別表第2に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面
- 21 一時堆積特定事業の場合で、特定事業区域の表土と使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図
- 22 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- 23 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- 24 特定事業区域の排水計画図
- 25 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図
- 26 農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し
- 27 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類
- 28 特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写し
- 29 条例第15条第1項第14号の境界に係る境界確定図の写し（一時堆積特定事業の場合は、条例第15条第2項第5号の境界に係る境界確定図の写し）
- 30 住民説明会報告書
- 31 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び一時堆積特定事業以外の場合は特定事業区域外土地使用同意書
- 32 近傍土地所有者承諾書
- 33 周辺住民承諾書及び世帯数調査書
- 34 区・自治会承諾書
- 35 条例第12条第5項の規定による協定を締結した場合は、協定書の写し
- 36 その他（）

申請者が法人である場合

申請者					
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地			
役員					
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所		
	役職名・呼称				
		男・女			
		男・女			
株主等（申請者に株主等がある場合）					
発行済株式の総数  (ふりがな) 氏名（名称及び 代表者の氏名）	生年月日	性別	株	出資の総額	
			保有する株 式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)	
		割合			
		男・女			
		男・女			
規則第12条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）					
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所		
	役職名・呼称				
		男・女			
		男・女			

備考

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 3 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

## (第4面)

申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合

申請者				
名 称		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員又は株主等になっている役員				
氏 名	他の法人における役職名・呼称	保有する他の法人の株式の数又は出資の額	割合	
他の法人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
他の法人の株主等(他の法人に株主等がある場合)				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名(名称及び 代表者の氏名)	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		

## 備考

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 3 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

申請者が個人である場合

申請者	
(ふりがな) 氏名	住 所

規則第12条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称		
		男・女	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## (第6面)

申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合

申請者				
氏名	他の法人における役職名・呼称	保有する他の法人の株式の数又は出資の額	割合	
他の法人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員				
氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
他の法人の株主等（他の法人に株主等がある場合）				
発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名（名称及び 代表者の氏名）	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		

## 備考

- 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

## (第7面)

申請者が条例第16条第7項において準用する条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者であって、その法定代理人が法人である場合

申請者				
氏名		住所		
法定代理人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
法定代理人の役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
法定代理人の株主等（法定代理人に株主等がある場合）				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名（名称及び 代表者の氏名）	生年月日	性別	保有する株 式の数又は 出資の額	住所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
	男・女			
	男・女			
法定代理人の規則第12条に規定する使用人（法定代理人に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		

## 備考

- 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 3 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

## (第8面)

申請者が条例第16条第7項において準用する条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者であり、その法定代理人が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合

法定代理人				
名 称		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員又は株主等になっている法定代理人の役員				
氏 名	他の法人における役職名・呼称	保有する他の法人の株式の数又は出資の額	割合	
他の法人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
他の法人の株主等（他の法人に株主等がある場合）				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名（名称及び 代表者の氏名）	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		

## 備考

- 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

## (第9面)

申請者が条例第16条第7項において準用する条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者であって、その法定代理人が個人である場合

申請者			
氏名		住所	
法定代理人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
法定代理人の規則第12条に規定する使用人（法定代理人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## (第10面)

申請者が条例第16条第7項において準用する条例第15条第1項第1号セに規定する未成年者であり、その法定代理人が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合

法定代理人				
氏名	他の法人における役職名・呼称	保有する他の法人の株式の数又は出資の額	割合	
他の法人				
(ふりがな) 名称及び代表者の氏名		主たる事務所の所在地		
他の法人の役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
他の法人の株主等(他の法人に株主等がある場合)				
発行済株式の総数	株		出資の総額	
(ふりがな) 氏名(名称及び 代表者の氏名)	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の額	住 所 (主たる事務所の所在地)
			割合	
		男・女		
		男・女		

## 備考

- 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
- 「株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。